

令和2年9月4日

保護者各位

能美市立寺井中学校
校長 西田 誠一
(公印省略)

熱中症対策についてのお知らせ

残暑の候、保護者の皆様にはますますご清祥のことと存じます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、先の体育実技発表会において、ご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。今後も暑い日が続く状況が予想され、熱中症に対する対策や対応を見直し、安全な学校生活の維持に努める所存です。まずは、体育の授業や昼の休み時間、部活動について下記のように対応いたします。ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

記

暑さ指数（熱中症の危険度を判断する目安として国際的に用いられている値）を基準とし、

- ① 暑さ指数が「危険」である場合、運動等の活動を禁止する。
 - ② 暑さ指数が「厳重警戒」である場合、運動等の活動内容、時間を見直し、休憩と給水をこまめにとりながら、細心の注意を払い活動を行う。
 - ③ 暑さ指数が「警戒」や「注意」である場合、休憩と給水をこまめにとり、この後の変動に注意しながら、細心の注意を払い活動を行う。
- * 生徒一人ひとりの特性により状況が異なることに十分留意し個別の対応を心がけるとともに、生徒に対しても自己の管理と、活動中の状況を申告するように伝える。

1 部活動について

- ・平日の活動は2時間程度とし、15時時点での暑さ指数を参考にしながら、上記基準をもって活動の有無を判断する。活動中であっても①の状況となった場合には、管理職より活動中止を顧問へ通知する。
- ・休日の活動は3時間程度とし、前日に翌日の暑さ指数の予測を確認しながら中止を含め、適切な時間帯での活動となるよう確認する。また平日同様、活動中であっても①の状況となった場合には、管理職より活動中止を顧問へ通知する。
- ・各顧問は熱中症計を活動場所へ持参し、平日、休日ともに活動中、暑さ指数を基準とし安全を優先した適切な判断を行う。

2 体育、昼の休み時間について

- ・体育の授業については、保健の授業に変更する等の対応を図る。
- ・暑さ指数が①、②の場合、昼休みの運動場使用を禁止とする。

3 その他

- ・生徒に対し、自らの健康、安全について自分で適切に判断し行動できるよう、普段からの指導を継続する。